

平成26年11月25日

公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会
専務理事 大塚義孝 先生
一般社団法人 日本心理臨床学会
理事長 野島一彦 先生
一般社団法人 日本臨床心理士会
会長 村瀬嘉代子 先生
日本臨床心理士養成大学院協議会
会長 石川 啓 先生

京都府臨床心理士会
会長 大山 泰宏

資格法制化に関する4団体の話し合いを強く要望します

心理職の国家資格実現化に関しまして、年来の数々のご尽力に深く感謝申し上げます。

さて、衆議院解散に伴い、「公認心理師法案」が廃案となりました。今後新たに資格法制化の議論を開始していくうえで、心理職のあり方・心理支援の位置づけ・他職種との関係について、4団体での話し合いや合意形成を行っていくことが出発点となると考えます。

振り返ってみれば、今回の法案提出にいたる、2009年に始まった心理職資格法制化の流れの中で、4団体での話し合いの必要性や重要性は繰り返し語られてきました。この話し合いを求める声は、4団体の執行部の先生方のみならず、多くの臨床心理士・心理臨床学会会員の中から湧き上がってきておりましたが、残念ながらこれまでは、十分な形で実現しませんでした。これ以上、4団体による話し合いがなされないまま、臨床心理士に深く関連する国家資格に関する議論が進行していくことは、私ども臨床心理士のために望ましい状況ではありません。

要 望

衆議院解散・「公認心理師法案」廃案後、新たな資格法制化の方向性をめぐって、臨床心理士関4団体が十分に意見交換し議を尽くし、力を合わせることを強く望みます。

この時期に臨床心理士の将来像について互いのビジョンを示し話し合うことは、今後の心理職資格法制化に臨床心理士の実績や理念を活かし、真に国民の福祉に益となる心理職の国家資格が実現するためにも、極めて重要であると考えます。

どうぞよろしくご検討下さいますようお願い申し上げます。

以上